

## 入院時食事療養費

当センターは入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっており、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（夕食午後6時以降）適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

### ■保険適用の場合 1食につき 510 円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合	1食 240 円
② ①かつ、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1食 190 円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合	1食 110 円